

高松市監査委員告示第3号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年5月31日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	大	山	高	子
同	坂	下	且	人

監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(令和元年5月31日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R元.5.31

監査実施年度 平成25年度

監査テーマ 高松市の社会資本更新と施設運営

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	南部・西部両クリーンセンターの将来の運営について、直営・委託双方のメリット・デメリットを検討したうえで計画を策定することについて	P123	環境局	南部クリーンセンター	H31.4.24
2	意見	南部・西部両クリーンセンターの将来の運営について、直営・委託双方のメリット・デメリットを検討したうえで計画を策定することについて	P123		西部クリーンセンター	H31.4.24

監査実施年度 平成29年度

監査テーマ 特別会計の財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
3	意見	保険料賦課計算の確認について【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	P33	健康福祉局	国保・高齢者医療課	H31.4.24
4	意見	効果的な回収のための滞納債権管理資料の作成について【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	P33			
5	意見	事務のアウトソーシングの検討について【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	P34			R元.5.10
6	意見	交付金申請のバックデータの整理・保管等について【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	P34			H31.4.24
7	意見	組織横断的な保険給付費適正化の取り組みについて【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	P35			
8	意見	今後の診療所運営方法の検討に関して【国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）】	P41			

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営	
区 分	意 見	
意見の項目	南部・西部両クリーンセンターの将来の運営について、直営・委託双方のメリット・デメリットを検討したうえで計画を策定することについて	
意見の内容	<p>施設を直営で運営するのか、入札により委託先を選定するのか、また委託であれば年数は何年にするのか、今後必要となる南部クリーンセンターの施設の更新をどのように委託契約に織り込んでいくのかの検討が必要である。</p> <p>これらについて、二つの処理施設それぞれに検討するのではなく、とり得る手段のそれぞれについて、メリットとデメリット、運営コストについても詳細に検討したうえで、計画を策定する必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P123	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kaka/hokatsu.files/ho2013218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年4月24日
所管課等	環境局 南部クリーンセンター
措置結果	<p>本件意見について、南部クリーンセンターでは、ごみ処理施設、廃棄物再生利用施設、埋立処分地などの施設の管理運営を、平成30年度までの約15年間にわたり長期一括業務管理委託方式で行っている。</p> <p>平成31年度以降の次期管理運営事業方式については、直営方式も含めて検討を行ったが、直営方式では、約60人の市職員を新たに確保する必要があり、人件費の増加が見込まれることなどから、第三者の委員で構成する「高松市南部クリーンセンター次期管理運営事業者選定検討委員会」においても、積極的に推奨する意見はなかった。</p> <p>一方、長期一括業務管理委託方式では、民間のノウハウの活用を図ることにより、ごみ処理施設、廃棄物再生利用施設、埋立処分地の3施設を一体的かつ効率的に運営し、トータルコストの削減が図られるとともに、長期的な視点での維持管理による安定稼働が確保できることから、選定検討委員会の意見も踏まえた市の方針として、南部クリーンセンターの最適な事業方式として、西部クリーンセンターの稼働期限となる令和14年度まで、長期一括業務管理委託方式を採用した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営	
区分	意見	
意見の項目	南部・西部両クリーンセンターの将来の運営について、直営・委託双方のメリット・デメリットを検討したうえで計画を策定することについて	
意見の内容	<p>施設を直営で運営するのか、入札により委託先を選定するのか、また委託であれば年数は何年にするのか、今後必要となる南部クリーンセンターの施設の更新をどのように委託契約に織り込んでいくのかの検討が必要である。</p> <p>これらについて、二つの処理施設それぞれに検討するのではなく、とり得る手段のそれぞれについて、メリットとデメリット、運営コストについても詳細に検討したうえで、計画を策定する必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P123	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年4月24日
所管課等	環境局 西部クリーンセンター
措置結果	<p>本件意見について、西部クリーンセンターは、当初から運転管理の主要部分を直営で行うことを前提に、高松市川岡校区清掃施設協議会と協議を行い、同意を得た上で施設が整備された。また、平成27年度からの基幹的設備改良工事の実施に当たり、平成25年9月27日に同協議会と締結した協議書により、令和14年度限りの運転とされている。</p> <p>また、南部クリーンセンターにおいては、西部クリーンセンターの稼働期限を見据え、令和14年度末までの長期一括業務管理委託方式を採用しており、委託業務の監理には、施設の運転技術を持つ職員が必須であることなどから、本市の現有施設のうち1施設は直営による運転を行うことで、職員の運転技術を維持することが望ましい。</p> <p>これらのことから、西部クリーンセンターの運転管理の主要部分は引き続き直営により行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区分	意見	
意見の項目	保険料賦課計算の確認について【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	
意見の内容	<p>市民から徴収する保険料の計算は、システムで自動計算されるため、当該年度の異動種類ごと（普通徴収、特別徴収、併徴、軽減割合7割、5割、2割など）にサンプルを抽出し、オンライン画面を見ながら電卓を入れてチェックしているとのことである。ただし、チェックした結果は残していないとのことであった。特に制度変更がある場合などは、計算ミスがあれば何万人にも影響があるので、複数人でチェックし、画面のハードコピーを印刷して、チェックした結果を残しておくことが望まれる。</p>	
報告書該当ページ	P33	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年4月24日
所管課等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措置結果	<p>本件意見については、当該年度の異動種類ごとに抽出したサンプルについて、複数人が電卓による計算を行うこととしているが、不測の事態に備えるため、今後においては、その結果について一定期間保存することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区分	意見	
意見の項目	効果的な回収のための滞納債権管理資料の作成について【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	
意見の内容	<p>滞納者に対する実質的な徴収業務は、国保・高齢者医療課の収納係の職員が担っており、訪問徴収、納付相談等を同課の嘱託職員が行っている。収納係が行う債権回収業務においては滞納管理システムにおいて交渉経過、処分状況等を記録し一元的に管理している。しかし、嘱託職員の債権回収業務においては、入金データのみが記録されており、滞納者に対して何度徴収依頼をしたのか、滞納者と直接交渉ができたか否か等の徴収過程が記録できるようなシステム仕様とはなっていない。</p> <p>そのため、事後的に嘱託職員が滞納債権者に対して網羅的に徴収アプローチを実施しているか否か、過去に生じた滞納債権の回収が時間の経過と共に着実に促進されているか否か、本来的に不納欠損として取り扱うべき債権を滞納債権のまま取り扱う結果となっていないか否かの確認等が困難な状況にある。</p> <p>そこで、同システムに対して徴収アプローチまでを記録できるようにシステム改良するか、徴収アプローチの過程を記録した管理表を別途作成する必要があると考える。そして、滞納債権者に対して網羅的かつ効果的に徴収活動を実施しているか否かを事後的に評価したり、滞納者の中からどの滞納者から優先して徴収活動を実施すべきであるかを特定するなど、滞留債権の効率的な徴収ができる管理体制の構築に努めるべきであると考え</p>	
報告書該当 ページ	P33	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

包括外部監査結果に基づく措置通知

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年4月24日
所管課等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措置結果	本件意見については、徴収アプローチまでを記録するためのシステム改修の実施には多大な費用を要することから、当面は現行システムの個別滞納者のメモダイアログを活用し、嘱託職員の訪問記録を正規職員が聞き取り、入力することにより、網羅的かつ効果的な徴収活動を実施しているか否かについての評価や、優先的に徴収活動を実施すべき滞納者の特定など、滞納債権の効果的な徴収につながる管理体制の構築に努めることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区分	意見	
意見の項目	事務のアウトソーシングの検討について【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	
意見の内容	<p>事務のアウトソーシングについては、市全体の方針によるもので、行革担当課から話があれば検討するということであった。一方、支出の予算管理をヒアリングしたところ、「漠然と執行するだけでなく、市の職員でできることは業者に委託せず経費を削減する。」という回答であった。</p> <p>国民健康保険事業特別会計（事業勘定）においては、職員の給与の財源は一般会計から繰入されるため、人件費の管理は重視されていないが、市の職員が実施するより、業者に委託して安く効率的に実施できるものは、アウトソーシングを検討し、人件費を含めた経費を削減する意識が必要である。</p> <p>アウトソーシングする場合、業務を整理して切り出しできるものを把握する必要があり、保険関連の事務手続や、データの集計作業など、業務を整理して把握することにより、それだけでも効率化につながるものがあるのではないかとと思われる。</p>	
報告書該当 ページ	P34	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年5月10日
所管課等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措置結果	<p>本件意見については、事務の効率化の観点から、課内業務の整理・総点検を行った結果、ジェネリック（後発）医薬品差額通知対象者に通知と合わせ、職員が個別に行っていたジェネリック（後発）医薬品の周知方法を、平成31年度からは、国民健康保険証の全世帯交付時に、ジェネリック希望シールを同封することとし、当該業務の実施に当たっては、帳票（保険系）作成等を業務委託することにより、事務のアウトソーシング化を図った。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	交付金申請のバックデータの整理・保管等について【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	
意見の内容	<p>交付金等の申請の計算には、様々な数値の入力が必要であるが、そのバックデータが整理して保管されていないものがあつた。また、一つの申請について、申請書に入力する個々の数値について複数の担当者が関わっており、元資料がまとまっておらず、数値を確認するのに手間取つた。</p> <p>交付金申請のためのバックデータは整理して保管し、次回の申請の際に効率的に作業を実施できるようにしておくことが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P34	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年4月24日
所管課等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措置結果	<p>本件意見については、交付金申請の計算には複数の職員が関与することもあるため、共有フォルダに関係ファイルを保管し、階層ごとに整理することで、各担当職員が短時間で該当ファイルを確認し、効率的に作業できるよう改めた。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区分	意見	
意見の項目	組織横断的な保険給付費適正化の取り組みについて【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	
意見の内容	<p>本市では「国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画（データヘルス計画）」を策定し、保険給付費の適正化についてハイリスクアプローチの観点から、糖尿病予防、介護予防、慢性腎臓病予防に取り組んでいる。また、市民全体に対して行動変容を働きかけるポピュレーションアプローチについては、「高松市健康都市推進ビジョン」を策定し取り組んでいる。</p> <p>現在、本市では、ハイリスクアプローチに力を入れており、一定の成果を上げているが、特定健診の対象である40～74歳の約6万人のうち、受診率は40%前後にとどまっていることから、さらに成果を上げるには、関連する課が連携することにより、市民全体に対して行動変容を働きかけるポピュレーションアプローチにも力を入れていかなければならない。</p> <p>国民健康保険事業と介護保険事業については、市民の保険料負担、市の財政の負担も大きいため、市役所内で横断的に連携して、保険給付費適正化を実施していくことが望ましい。</p>	
報告書該当ページ	P35	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

包括外部監査結果に基づく措置通知

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年4月24日
所管課等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措置結果	<p>本件意見については、医療・介護サービスの連携ができる仕組みと組織横断的な連絡調整体制を構築する、保険給付費適正化プロジェクトチーム（長寿福祉課、介護保険課、地域包括支援センター、保健センター、政策課、コミュニティ推進課、産業振興課、当課で構成）において、専用執務室は設置していないが継続的に保険給付費の適正化について協議している。その中で、平成29年度には30年度～令和5年度までの6年間を計画期間とする「第2期高松市データヘルス計画（第3期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画）」を策定した。</p> <p>この計画に基づき、特定健康診査の受診率を向上させるため、新たに特定健康診査対象者に受診の動機づけとするための懸賞ポイント事業や未受診者に対する周知啓発等の受診勧奨事業に積極的に取り組んでおり、受診率は、毎年増加傾向にある。</p> <p>さらに、平成30年度から当課にも専任職員（保健師）が配置されたことにより、今後においては、保健事業により積極的に取り組むことで、疾病の予防等、ひいては医療費の適正化に努めていくこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	今後の診療所運営方法の検討に関して【国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）】	
意見の内容	<p>女木島、男木島ともに人口は減少している反面、高齢化が進み診療所利用者が増加していることから、1日平均患者数はいずれも横ばいとなっている。</p> <p>今後さらなる人口減少が進むことが予想される中、一般会計からの繰入で、現在と同様の医療提供を行うことは市民の理解が得難くなる。</p> <p>また、離島を含むへき地医療においても医師の確保が困難となり、医療体制の確保が困難となる可能性がある。</p> <p>こうした将来の医師不足に備える方策の1つとして、県の「香川県へき地医療支援計画」に見られる、へき地や離島に暮らす患者とのリアルタイムな遠隔診療を行うことが可能となるなどのICTの活用による遠隔診療の普及が考えられ、本市でも県と協力して遠隔診療を導入することが今後必要になってくると考える。</p> <p>現在は女木島・男木島の各診療所に週4日訪問医療が提供できているものの、IT技術を利用した遠隔診療や、医師不足による訪問医療の減少に対して訪問医療とオンライン医療の併用による対応が効果的かどうか、検討することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P41	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

包括外部監査結果に基づく措置通知

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年4月24日
所管課等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措置結果	<p>本件意見について、本市では、香川県が取り組んでいるICTを活用した遠隔診療が必要な患者は、市内の医療機関で診療を受けており、検討の結果、直ちに遠隔診療の導入は行わないこととした。</p> <p>しかし、今後、診療所の利用状況の推移を見ながら、開所日数や医師の診察時間等、診療所の医療体制の検討を行うに当たっては、医師不足に備える方策の1つとして、遠隔診療の導入を検討材料に加え、財政面における市民の理解が得られる体制の構築と共に、総合的に適切な運営を行っていくこととした。</p>